

2021 年度
電源 I 〃 廠気象対応調整力募集要綱

2021 年 8 月 30 日
北海道電力ネットワーク株式会社

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 注意事項
- 第3章 用語の定義
- 第4章 募集スケジュール
- 第5章 募集概要
- 第6章 応札方法
- 第7章 評価および落札案件決定の方法
- 第8章 契約条件
- 第9章 その他

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制（2022年4月より開始される特定卸供給事業（アグリゲーター）制度を含みます。）導入に伴い、各事業者はそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 北海道電力ネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時（当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。）において、需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、当社からオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で受給バランス調整が可能な調整力（以下「電源Ⅰ 厳気象対応調整力」といいます。）を入札より募集いたします。
3. 今回実施する入札においては、発電事業者等の事業予見性の確保や電源Ⅰ 厳気象対応調整力の確実かつ効率的な確保の観点から、長期契約（1年間）を前提としておりますが、確保した電源Ⅰ 厳気象対応調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて、随時、短期契約（1年未満）を前提とした追加募集を行なうことがあります。
4. この電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、当社が電源Ⅰ 厳気象対応調整力として募集する発電設備または負荷設備（以下「契約設備等」といいます。）が満たすべき条件、評価方法等について説明いたします。また、落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供に関する契約書（ひな型）ならびに「端境期における調整力の提供に関する覚書（ひな型）」を併せて参照してください。
5. 本要綱にもとづき、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供に関する契約を希望される応募者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書等を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、安定的に継続して調整力を確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき、電源 I 〳 廠気象対応調整力を入札により募集いたします。入札によって、調整力のコストが低減することを期待しますので、応札者が入札書で明らかにする電源 I 〳 廠気象対応調整力の入札案件の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお、この価格要素に加え、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸要件および募集に合わせて公表する電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供に関する契約書（ひな型）ならびに端境期における調整力の提供に関する覚書（ひな型）の内容を全て承諾のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 電源 I 〳 廠気象対応調整力契約設備等を有する事業者は、電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供に関する契約ならびに端境期における調整力の提供に関する覚書を当社と締結していただく必要があります。
※ ジョイント・ベンチャー（以下「JV」といいます。）として応札、落札された場合で当該 JV が法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。
- (6) 上記（5）に加え、契約設備等が発電設備である場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約が締結されていることが必要です。また、契約設備等がデマンドリスポンス（以下「DR」といいます。）を活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。なお、発電量調整供給契約者または接続供給契約者と電源 I 〳 廠気象対応調整力契約者とが同一であることは求めません。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、以下「属地TSO」といいます。）

- (7) 当社が属地 TSO となる場合で、落札者が希望する場合、当社が当該電源等について別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱および電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結することも可能とします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札候補案件決定以降、別途協議いたします。
- (8) 応札者が、入札書提出後に応札の辞退を希望する場合は、速やかに書面（様式 8）により当社まで申し出てください。一度応札辞退の意思を表明した場合は、今年度の入札において選考対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承ください。応札を辞退された場合は、当社はすみやかに入札書を返却いたします。
- (9) 本要綱にもとづく電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- (10) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体は、日本国において法人格を有するものといたします。また、JV 等のグループで応札することも可能といたします。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業全ての会社名および所在地等を様式 2 により明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。
- (11) 以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものといたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうち一のみによる応札または JV 等としての応札としてください。
- イ. 資本関係
- (イ) 会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等と会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ロ. 人的関係
- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する株式会社の役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。
 - ・ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等

委員である取締役

- ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 348 条 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b. 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c. 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいいます。）の社員（同報第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）
- d. 組合の理事
- e. その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項または会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ハ. その他、上記イまたはロと同視しうる場合

(12) 本要綱にもとづき評価した結果、当社が電源 I 〳 殿気象対応調整力の提供に関する契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といい、当社と電源 I 〳 殿気象対応調整力の提供に関する契約を締結した落札者を「契約者」といいます。）または当社が第三者と合併、会社分割または電源 I 〳 殿気象対応調整力の提供に関する契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとしたします。

(13) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、契約協議に要する費用等）は、全て応札者で負担するものとしたします。

(14) 入札書は全て日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(15) 入札募集期間中、入札書提出後に入札書の内容を変更する場合は、上記（8）における入札辞退と同等に扱いますので、内容変更前に入札辞退書とともに新たに内容変更後の入札書を提出してください。

また、ページの差替え、補足説明資料等の追加も認められません。ただし、落札者

の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については、これに応じて頂きます。

なお、入札募集期間終了後に入札書および添付書類の内容を変更することはできません。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は以下の目的に限り、必要最小限の範囲で関係する一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）および監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。

- (1) 複数の応札者が同一需要者の負荷設備を活用して応札していないかを確認するため
- (2) 『第7章 評価および落札案件決定の方法』に定める方法にて落札案件を決定するため
- (3) 広域機関が、供給力の二重計上防止の観点から、発電事業者および小売電気事業者から広域機関に提出された供給計画の内訳とこの入札要綱にもとづき応札された発電設備または負荷設備等の内訳を比較するため
- (4) 電気事業法および関連法令にもとづく監督官庁からの情報提供要請等への対応のため

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別のご質問がある場合は、下記の当社ホームページ問い合わせ専用フォームより受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社 HP 問合せ専用フォーム URL

https://www1.hepco.co.jp/cgi-bin/network/mail/inputform.cgi?id=adjust_pubprocured_contactus

第3章 用語の定義

1. 電源分類・需給関連

(1) 電源Ⅰ周波数調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる契約設備等をいいます。なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須といたします。

(2) 電源Ⅰ需給バランス調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる契約設備等をいいます。なお、常時の周波数制御には用いず、需給バランス調整対応の調整力のため、周波数調整機能の具備は必須としないものといたします。

(3) 電源Ⅰ^レ厳気象対応調整力

当社があらかじめ確保する、オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で電力の供出ができる契約設備等をいいます。なお、厳気象時等の稀頻度な需給ひっ迫時における需給対応を主な目的としているため、周波数調整機能の具備は必須としないものといたします。

(4) 電源Ⅱ周波数調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰを除きます。）で、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が周波数調整および需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(5) 電源Ⅱ需給バランス調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰおよび電源Ⅱ周波数調整力を除きます。）で、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(6) 電源Ⅱ^レ低速需給バランス調整力

当社からオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げまたは下げ調整できる設備等（周波数調整機能の当社への提供を期待されないもの）で需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

- (7) エリア需要
当社の供給区域で消費される電力のことをいいます。
- (8) H3 需要
ある月における毎日の最大電力（1時間平均）を上位から3日とり平均したもののうち、年間で最大のものをいいます。
- (9) H1 需要
10年に1度程度の割合で起こりうる厳気象時における高需要で、想定できる最大のものをいいます。
- (10) 需給ひっ迫
想定される需要に対して、供給力の不足が見込まれる状態のことをいいます。
- (11) 広域的な需給バランス調整
各一般送配電事業者が算出しているエリアの予備率ではなく、地域間連系線の混雑がない範囲の広域的な予備率を踏まえた需給バランスの調整のことをいいます。
- (12) ネガワット
本要綱においては、需要家の需要抑制等による順潮流（一般送配電事業者が運用する電力系統から需要家の構内側へ向かう電力の流れ）の増加のことをいいます。
- (13) ポジワット
本要綱においては、発電設備の増出力による逆潮流（発電設備等の設置者の構内から一般送配電事業者が運用する電力系統側へ向かう電力の流れ）の増加のことをいいます。
- (14) アグリゲーション
本要綱においては、複数の需要家の需要抑制または発電設備の増出力を束ねることをいいます。
- (15) アグリゲーター
単独または複数のネガワットまたはポジワットをアグリゲーションし、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供にあたって使用する設備を含みます。）をい

います。なお、需要家自らがアグリゲーターとなることも可能です。

(16) 調整電源

電源Ⅰ、Ⅰ'など一般送配電事業者と調整力に関する契約を締結し、一般送配電事業者がオンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）で出力調整できる電源等のことをいいます。

(17) 非調整電源

電源Ⅲなど調整電源に該当しない電源等のことをいいます。

(18) 発電バランシンググループ（発電BG）

単独または複数の発電所を保有する発電者の集まりで組成されるグループのことで、インバランス算定の単位となります。なお、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力として供出する場合は、対象発電機（発電所）ごとに単独の発電バランシンググループを設定する必要があります。

(19) 実効性テスト

容量市場で落札された発動指令電源が、契約容量以上の供給力を供出できることを確認するためのテストのことをいいます。実需給期間の2年度前に実施するとされています。

2. 契約・料金関連

(1) 電源Ⅰ周波数調整力の提供に関する契約

電源Ⅰ周波数調整力募集要綱にもとづき、当社が入札によりあらかじめ確保すべき、主に実需給断面で安定的に継続して周波数制御および需給バランス調整を実施するための専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整可能な電源等を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

(2) 電源Ⅰ需給バランス調整力の提供に関する契約

電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱にもとづき、当社が入札によりあらかじめ確保すべき、主に実需給断面で安定的に継続して需給バランス調整を実施するための専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整可能な電源等を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

(3) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の提供に関する契約

電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱にもとづき、当社が入札によりあらかじめ確

保すべき、主に10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度の需給ひっ迫時において需給バランス調整を実施するため、オンライン（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で調整可能な電源等を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

（4）電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約

電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にもとづき、主に実需給断面で安定的に継続して周波数調整を実施するための専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整可能な契約設備等について締結する契約をいいます。

（5）電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約

電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱にもとづき、主に実需給断面で安定的に継続して需給バランス調整を実施するための専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整可能な契約設備等について締結する契約をいいます。

（6）電源Ⅱ'低速需給バランス調整力の提供に関する契約

電源Ⅱ'低速需給バランス調整力募集要綱にもとづき、当社が経済的・効率的な需給バランス調整を実施するためのオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げまたは下げ調整可能な契約設備等について締結する契約をいいます。

（7）基本料金

契約設備等がkWを供出するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を契約月数で除し、毎月精算いたします。

（8）従量料金

当社指令により、契約設備等が起動・運転または需要抑制を行ない、電力量(kWh)を供出するために必要な費用への対価をいい、電源Ⅰ'厳気象対応調整力の提供に関する契約、電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ'低速需給バランス調整力の提供に関する契約にもとづき精算いたします。

（9）申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいい、燃料費等の情勢を反映するため、需給調整市場システムに毎週登録していただきます。本要綱において定める申出単価

の種類は、上げ調整単価（V1）のみがあります。

※ 本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価（V2）を設定いたします。このような電源等との契約（電源 I' 廠気象対応調整力の提供に関する契約）の詳細については、電源 I' 廠気象対応調整力の提供に関する契約書（ひな型）を元に別途協議いたします。

(10) 上げ調整単価（V1）

当社が契約設備等に対して、電力の供出を指令したことにより増加した電力量に乗じて支払う 1kWh あたりの単価をいいます。

(11) 下げ調整単価（V2）

当社が契約設備等に対して、出力減指令したことにより減少した電力量に乗じて受け取る 1kWh あたりの単価をいいます。

(12) 需給調整市場システム

需給調整市場において Δ kW（一般送配電事業者が、調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要なときに指令できる権利）を取引するためのシステムをいいます。

(13) 電源 I' 廠気象対応調整力契約電力

電源 I' 廠気象対応調整力として電力を供出していただく契約設備等との契約 kW で、3 時間以内に応動可能な出力幅で契約上使用できる最大値をいいます。なお、DR を活用した契約設備等の場合は、属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものといたします。

(14) 運転継続時間

契約設備等が、電源 I' 廠気象対応調整力契約電力で運転を継続できる時間をいいます。

(15) 運転継続可能時間

契約設備等に当社が電力の供出の継続を求める時間をいいます。

(16) 指令応動時間

当社からの電源 I' 廠気象対応調整力契約電力の供出指令を受信した後、契約設

備等が、実際に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を供出するまでに要する時間をいいます。

(17) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能時間

平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間のうち、契約設備等を当社の指令に従い電力の供出が可能な状態で維持できる時間をいいます。(最大 24 時間)

(18) 計画外停止日数

契約設備等が、事故あるいは計画になかった補修等により停止に至った日数をいいます。ただし、当社設備の故障等による停止に関しては別途協議といたします。

3. 発電等機能関連

(1) ブラックスタート

当社の供給区域（離島を除きます。）において停電が発生した場合、電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動が可能な機能を活用して発電機の起動を行うことをいいます。

(2) 調相運転

当社の供給区域（離島を除きます。）の電圧調整のために、揚水発電機（ポンプ水車）の空転状態において力率調整を行なうことにより無効電力を供給または吸収することをいいます。

(3) 専用線オンライン指令

周波数制御および需給バランス調整を行うため、当社中央給電指令所（以下「中給」といいます。）システムから、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、周波数調整・需給バランス調整機能を具備した契約設備等へ運転（出力増減）指令することをいいます。なお、中給～契約設備等間の通信設備等（専用線オンライン）が必要となります。

また、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）”と表記いたします。

(4) ポンプアップ（揚水運転）

揚水発電所において、発電電動機を用い水車（タービン）をポンプとして利用して、下池から上池へ水を汲み上げることをいいます。

(5) 可変速揚水発電機

発電電動機の回転速度制御を行うことにより、ポンプ水車の回転速度を変化させ、揚水量を変化させることで、ポンプアップ時でも AFC が利用できる揚水発電機のことをいいます。

(6) 系統連系技術要件

属地 TSO が維持・運営する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件であり、属地 TSO の託送供給等約款（以下「約款」といいます。）の別冊にて規定いたします。

(7) 周波数調整機能

契約設備等が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的とし、契約設備等の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(8) 需給バランス調整機能

契約設備等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的とし、契約設備等の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(9) ガバナフリー（GF）運転

発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいいます。

(10) AFC

定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、負荷変動に起因する周波数変化量や連系線電力変化量などを検出し、発電機の出力を自動制御することをいいます。

（Automatic Frequency Control の略）：LFC（Load Frequency Control）と同義

(11) AFC 幅

運転基準出力値を変更することなく、AFC 機能のみで変動できる出力の大きさをいいます。

(12) DSS

需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間や太陽光供給力が多い昼間帯に停止することをいいます。1 日の間に起動・停止を行なうことから、日間起動停止運転といいます。

(Daily Start up and Shut down もしくは Daily Start Stop の略)

(13) DPC

中給から発電機に対して運転基準出力を指令する装置をいいます。

(Dispatching Power Control の略) : OTM (Order Telemeter の略) と同義

(14) FCB

系統事故等により発電機の並列している系統負荷が喪失した場合、発電機出力を急速に絞込みボイラー・タービンの安定運転を継続させる機能をいいます。

(Fast Cut Back の略)

(15) OP 運転

契約者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電することをいいます。

(Over Power の略)

(16) DR

本要綱においては、周波数制御・需給バランス調整のために、需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みをいいます。

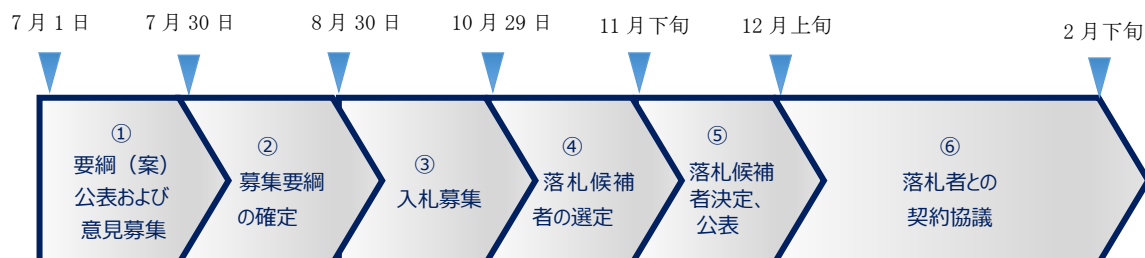
(Demand Response の略)

(17) 調整力ベースライン

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）における標準ベースライン等、DR を実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に約款における損失率を考慮したものをいいます。

第4章 募集スケジュール

1. 2021年度における、募集要綱（案）公表から落札者との電源I⁺ 廠気象対応調整力の提供に関する契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/1～ 7/30	①要綱案公表および 意見募集（RFC）	<p>当社は、次年度分の電源I⁺ 廠気象対応調整力を調達するための本要綱（案）を策定し、入札募集内容を公表するとともに、本要綱（案）の仕様・評価方法等について、意見募集を行ないます。</p> <p>応札をご検討の方は、本要綱（案）を参照のうえ、各項目に対するご意見がある場合は、理由と併せて7月30日16:00までに専用フォームURLより意見を提出してください。</p>
8/30	②募集要綱の確定	<p>当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を踏まえ本要綱を確定いたします。</p>
8/30～ 10/29	③入札募集	<p>当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書等を作成し、10/29 16:00まで応札してください。</p>
11月下旬	④落札候補者の選定	<p>当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札候補者を選定します。ただし、募集容量に達しなかった場合は、状況により対応を検討いたします。</p>
12月上旬	⑤落札候補者決定、 公表	<p>当社は、落札候補者決定後、入札手続きの結果を公表します。</p>
12月上旬以降	⑥契約協議	<p>当社は、落札者と電源I⁺ 廠気象対応調整力の提供に関する契約に関わる協議を開始し、契約します。</p>

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源 I ㄥ 廠気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集容量

103,000kW

募集容量は、103,000kW とします。1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。

(2) 電源 I ㄥ 廠気象対応調整力提供期間および提供時間

電源 I ㄥ 廠気象対応調整力提供期間：2022年7月1日から2022年9月30日までおよび、 2022年12月1日から2023年2月28日まで 電源 I ㄥ 廠気象対応調整力提供時間：提供期間の内、土日祝日・年末年始を除く、 夏季（7月1日から9月30日）は9時～20時 冬季（12月1日～2月28日）は0時～24時

電源 I ㄥ 廠気象対応調整力提供期間は、2022 年 7 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日および、2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までとします。

電源 I ㄥ 廠気象対応調整力の提供時間は、夏季（7 月 1 日から 9 月 30 日）は 9 時から 20 時、冬季（12 月 1 日～2 月 28 日）は 0 時から 24 時といたします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する日、12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日および 1 月 3 日は対象外といたします。

(3) 対象電源等

当社または東北電力ネットワーク株式会社の系統に連系する、オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で出力増可能な契約設備等

イ. 当社（離島を除きます。）、または東北電力ネットワーク株式会社のいずれかを属地 TSO とし、かつ属地 TSO の系統に連系する設備等（連系線を経由して当該一般送配電事業者の系統に接続するものを除きます。）で、当社からオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で出力調整可能な火力発電設備、水力発電設備、および DR 事業者等といたします。

ロ. 使用する燃料については、特に指定いたしません。電源 I ㄥ 廠気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ. 応札時点で営業運転を開始していない契約設備等、および当社とオンライン信号（簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない契約設備等（オンライン条件で応札された電源等に限ります。）の場合、入札時まで

款にもとづく接続検討が終了していること、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間の始期までに契約設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間の始期までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

(4) 最低入札容量

1, 000kW

最低入札容量は 1, 000kW といたします。入札容量は、1kW 単位で設定いたします。ただし、高圧以上で、かつ 1, 000kW 未満の発電設備については、複数の発電機をまとめ、その合計を 1, 000kW 以上としていただきます。

(5) 入札単位

原則、容量単位

イ. 入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定し、容量単位 (kW) で実施していただきます。

なお、例外として約款における契約受電電力が最低入札容量未満であるもの、契約受電電力が最低入札容量以上ではあるが発電設備単体で最低入札容量を供出できない電源 (※1)、または提供期間を通じ安定的に最低入札量を供出することができない電源(※2)については、複数の発電機をまとめ、その合計が最低入札容量以上となるアグリゲーション及び、これらと DR を活用したアグリゲーションの組合せにより入札することができます。アグリゲーションの組み合わせと入札可否の詳細については、第 9 章および別途ホームページに公表する資料をご確認ください。

※1 発電機ごとに計量器が取り付けられている場合に限りです。

※2 電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を入札時に提出し、当社が認めた場合に限りです。

DR を活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲーターが、容量単位 (kW) で入札していただきます。

なお、複数の需要者または発電設備のアグリゲーションによって 1 入札単位とする場合、DR の活用および発電設備を活用する全ての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約または発電量調整供給契約を締結している必要があります。

ロ. 応札いただく電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力は、設備容量 (発電機であれば定格電力、DR 設備であれば需要抑制により供出可能な電力) の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に応札 kW が設備容量を超過していたことが明らかとなった場合、または契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札

評価対象から除外いたします。

また、同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約書または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約書がある場合は、それぞれ、発電機単位またはアグリゲーション単位で契約いたします。

ハ. 応札者の契約設備等が、他の応札者と重複しており、当該契約設備等から供出される、それらの応札電力 (kW) の合計値が、当該契約設備等の設備容量を超過している虞がある場合においては、当該契約設備等を用い応札した全応札者に対し、その旨を通知し、当該契約設備等の応札電力 (kW) の妥当性を確認いたしますので、当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答してください。

確認の結果、当該契約設備等の応札電力 (kW) を、設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、または、期日までに回答いただけない場合は、当該契約設備等の応札電力 (kW) の妥当性が確認できないため、当該応札を落札評価対象から除外します。 応札者は、その旨を十分にご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等、必要な対応をお願いします。

(6) 他の調整力募集への入札の取扱い

イ. 当社が属地 TSO となる場合、電源Ⅰ 廠気象対応調整力公募に応札する契約設備等と同一の契約設備等を用いて、電源Ⅰ周波数調整力公募に入札することも可能としますが、その場合の取扱いは以下のとおりといたします。

(イ) 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札 (以下「重複入札」といいます。) された場合

- ・同一調整力公募への重複入札は認められません。
- ・電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の順に落札案件決定を行うこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。ただし、入札書 (様式 1) 11 項において応札量の調整についての記載がある場合、その記載にもとづいて契約設備等の容量の一部を落札することがあります。

(ロ) 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札 (以下「複数入札」といいます。) された場合

- ・同一調整力公募への複数入札は認められません。
- ・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行うものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。

ロ. 応札者は、それぞれの入札が、重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にさせていただきます。(応札時の明記が無く、同一の契約設備等から複数の調整力公募への応札がなされている場合、落札案件決定ができませんので、当該契約

設備等に係る全ての応札を無効とさせていただきます。)

<具体例>

5 分間での出力増減可能な（電源 I 周波数調整力の募集要件を満たす）容量が 20,000kW、3 時間での出力増可能な（電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の募集要件を満たす）容量が 80,000kW、である単一の契約設備等からの応札の場合、

○電源 I 周波数調整力の公募に 20,000kW、電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の公募に 80,000kW の重複入札は可能。

→電源 I 周波数調整力の落札者となった場合、電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の落札案件決定からは除外されます。

○電源 I 周波数調整力の公募に 20,000kW、電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の公募に 60,000kW の複数入札は可能。

→それぞれにおいて落札案件決定の対象とし、落札者となることが可能です。

●電源 I 周波数調整力の公募に 20,000kW、電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の公募に 80,000kW の複数入札は不可。

→応札時点で、それぞれの調整力の公募要件を満たさないことから、それぞれの入札については、無効として取り扱います。

ハ、当社への入札と同一の契約設備等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般送配電事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象か、応札時に明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約設備等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約設備等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）また、この場合の入札は次の通りとしていただきます。なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

(イ) いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名（契約設備等名称）としていただきます。

(ロ) 複数の需要者または発電設備またはその両方をまとめて 1 入札単位とするときは、当該複数の需要家および発電者が完全に一致するようになっています。また、供出電力 (kW) の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。

<具体例>

○電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の公募に 80,000kW、当社以外の一般送配電事業者が

実施する電源 I ㄥ 厳気象対応調整力の公募に 80,000kW の重複入札は可能。

→それぞれの調整力公募の落札候補者となった場合、「第 6 章 評価および落札案件の決定方法」に従って、いずれかの一般送配電事業者の落札案件に決定されます。

ニ. 電源 I ㄥ 厳気象対応調整力契約を締結する契約設備等を用いた需給調整市場への参加については、「電源 I ㄥ 契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。

<説明資料 URL リンク>

https://www.hepco.co.jp/hepcowwwsite/network/con_service/adjusting_power/pubprocured/pdf/pwr1_contract_am_bid_2022.pdf

(7) 上限価格の設定

当社は上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象といたします。

2. 当社からの指令で出力増を可能とするために必要な設備要件は、原則として以下のとおりといたします。

(1) 設備要件

イ. 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での応札の場合

応札いただく契約設備等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a. 調整実施指令信号

※ 属地 TSO からの契約設備等に対する電力の供出指令を受信していただきます。なお、原則として運転継続時間（3 時間）にわたり調整を実施した後、自主的に契約設備等の計画値に復帰していただきますので、属地 TSO から別途復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

(ロ) 送信信号

b. 調整実施了解信号

※ 属地 TSO からの受信信号に対する打ち返しとし、属地 TSO からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨（以降、調整準備を行ない、別途当社と取り決めた時間（本章（9）にもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を、属地 TSO からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については、調整完了の旨（当該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可といたしますが、詳細は別途協議いたします。）を、それぞれ通知

いただくものとします。なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004(2019))へ準ずる必要があります。加えて、属地 TSO の電力制御システムに接続することになるため、属地 TSO が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

ロ. 簡易指令システムを用いたオンラインでの応札の場合

応札いただく契約設備等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a. 調整実施指令信号

当社からの発電等出力増(または契約に応じて減)指令を受信していただきます。

b. 調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力増(または契約に応じて減)指令変更を受信していただきます。

c. 調整実施取消信号

当社からの発電等出力増(または契約に応じて減)指令取消を受信していただきます。

(ロ) 送信信号

a. 調整実施可否信号

※ 当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

「簡易指令システム」の仕様につきましては、バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討された共通基盤システムの仕様^{※1}を採用いたします。

また、情報セキュリティ対策としては、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構 [IPA] が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン^{※2}」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備(または需要家)から供出される電力の合計が 100 万 kW 以下になるように(複数の伝送媒体および送受信装置に分割するなど)していただく必要があります。

※1 共通基盤システムの仕様として、通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile^{※2}およびダイヤモンドリスpons・インタフェース仕様書^{※2}を参照してください。

※2 改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくもの

とします。

なお、簡易指令システムとの接続機能の導入が調整力公募における落札を保証するものではありません。簡易指令システムに関するお問い合わせについては、当社ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせ願います。

<当社ホームページ簡易指令システム工事案内>

https://www.hepco.co.jp/network/con_service/adjusting_power/pubprocured/simple_command_sys.html

3. 電源Ⅰ 廠気象対応調整力が満たすべき運用要件等は、原則として以下のとおりといたします。

(1) 運用要件

イ. 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供

電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供時間において、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供していただきます。電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

なお、本運用要件の範囲内において、当社は、広域的な需給バランス調整等のために電源Ⅰ 廠気象対応調整力を活用します。詳細については当社ホームページにて別途公表する「広域予備率に基づく電源Ⅰ 廠発動について」※を参照してください。

<説明資料 URL リンク>

https://www.hepco.co.jp/hepcowwwsite/network/con_service/adjusting_power/pubprocured/pdf/pwr1_activate_2022.pdf

※ 「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて継続検討中の事項については、確定次第、本資料へ反映いたします。

ロ. 指令から3時間以内の応答

電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供時間において、指令により、3時間以内に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の供出が可能であることが必要です。ただし、電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。

ハ. 運転継続時間が原則3時間以上

(イ) 原則として3時間にわたり当社の指令に応じた電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の供出が継続可能であることが必要です。

(ロ) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力での運転継続時間が3時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。

ニ. 厳気象対応調整発動可能回数

(イ) 契約設備等の状況・都合により、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間内で、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の供出を実施する回数に制限を設けることを希望される契約設備等については、応札時に申し出ていただきます。ただし、発動回数は12回以上で設定していただきます。

(ロ) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供時間以外の時間および発動回数が応札時に申し出ていただいた厳気象対応調整発動可能回数を超過する場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。なお、適用単価の設定については第9章をご参照ください。

(ハ) 当社からの指令は1日1回を基本とし当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、同日中の複数回発動を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。また、連日発動の指令を行う場合があります。なお、適用単価の設定については第9章をご参照ください。

ホ. 定期点検、補修作業時期調整の応諾

定期検査等は、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間以外の期間にて実施してください。

ヘ. 計画等の提出

当社の求めに応じて契約設備等の発電等計画値（DRを活用した契約者の場合は、需要家ごとの内訳を含みます。）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。

電源Ⅰ 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、当社が電源Ⅰ 契約者、または契約者の電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供に関連するリソースアグリゲーター、需要家等に対し、需要および発電に関する実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

ト. ゲートクローズ前の指令

当社が3時間前（もしくは、3時間以内で応札者が指定する時間）に、発電機等出力増の指令を行った場合も、約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。

チ. 系統事故時の計画変更

系統安定上の制約で、契約設備等（発電設備を活用した電源等に限る）の出力抑制が必要になった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

リ. トラブル対応

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間においては、不具合の発生時には、速やかに当社および属地TSOへ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

ヌ. 目的外活用の禁止

落札者は、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供時間については、廠気象対応調整発動可能回数を超過した場合においても、当社の承諾を得た場合を除き、電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備等の電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力を電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供に関する契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。なお、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストへの活用は除きます。また、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供時間以外の期間については、この限りではありませんが、端境期における調整力提供に関する覚書にもとづき、端境期の需給ひっ迫時の需給バランス調整等の実施のために、当社から電源 I 〳 廠気象調整力の供出を要請する場合があります。

(2) その他

イ. 技術的信頼性

(イ) 応札していただく契約設備等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR 事業者であれば DR 実績 (DR 実証試験による実績を含みます。) を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源 I 〳 廠気象対応調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(ロ) 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

- a. 契約設備等の試験成績書の写し等、契約設備等の性能を証明する書類等の提出
- b. 当社からのオンライン指令 (簡易指令システムを用いたものを含みます。) による性能確認試験の実施
- c. 現地調査および現地試験
- d. その他、当社が必要と考える対応

(ハ) 電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、契約設備等の機能等に変更があった場合は、すみやかに、当社および属地 TSO に連絡していただきます。

ロ. 特定卸供給事業制度に関する手続きの実施

落札者は、電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。

ハ. 準拠すべき基準

応札していただく契約設備等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

ニ. 電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応に伴う協力依頼について

今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、協議させていただくことがあります。

第6章 応札方法

1. 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。

(1) 入札書の提出

イ. 提出書類

様式1『入札書』および添付書類（「(2) 入札書の添付書類」を参照願います。）

ロ. 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ、持参してください。

ハ. 提出場所

〒060-0051 北海道札幌市中央区南1条東1丁目5番

大通バスセンタービル1号館4階

北海道電力ネットワーク株式会社

業務部 電力受給センター 契約グループ

ニ. 募集期間

2021年8月30日（月）～2021年10月29日（金）

(イ) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

(ロ) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には前日までに当社までご連絡をお願いいたします。

<連絡先>

北海道電力ネットワーク株式会社

業務部 電力受給センター 契約グループ

電話：011-251-4048

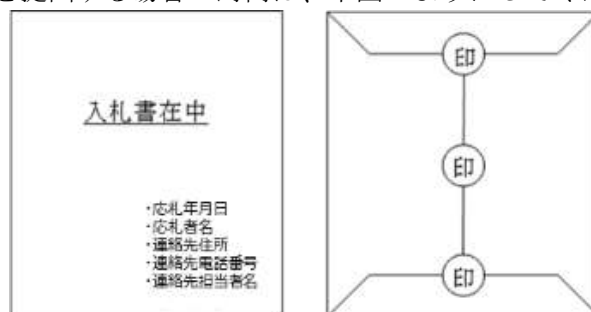
ホ. 入札を無効とするもの

(イ) 記名捺印のないもの

(ロ) 提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

※ 同一のアグリゲーターが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。(例) ○○A、○○B (○○アグリA、○○アグリB)

※ 入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



(2) 入札書の添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- イ. 応札者の概要（様式2）
- ロ. 電源等の仕様（様式3、3-1、3-2）
- ハ. 運用条件に関わる事項（様式7）
- ニ. 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

- ※ 様式4、5は不要（欠番）です。
- ※ 入札書および添付書類は日本語で作成してください。また、使用する通貨については円貨を使用してください。
- ※ 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、上限電力量単価に含めないでください。
- ※ 事業税相当額の取扱いについては、次のa、bを選択のうえ、「(様式2) 応札者の概要」で提示していただきます。
 - a. 応札者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は容量価格、上限電力量単価に算入しないでください。
 - b. 応札者の事業税に収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしませんので、それを踏まえた容量価格、上限電力量単価としてください。
- ※ 応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、原則変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。
- ※ 税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。

(3) 1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)ハ. 提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

(2) 一般書留または簡易書留等、配達記録が残る形で郵送してください。

(3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。

※ 「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。

※ 期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。

※ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

(4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

2021年 ● 月 ● 日

入 札 書

北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●● 印

北海道電力ネットワーク株式会社が公表した「2021年度電源I 〳 厳気象対応調整力募集要綱」を承認し、以下のとおり入札いたします。

1 発電機等の所在地および契約設備等の名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機									
2 電源I 〳 厳気象対応調整力契約電力 (送電端値)	● kW									
3 運転継続時間	● 時間連続可能									
4 電源I 〳 厳気象対応調整力提供可能時間	夏季 ● 時 ~ ● 時 冬季 ● 時 ~ ● 時 電源I 〳 厳気象対応調整力提供可能時間 (夏季 [9時~20時]、冬季 [0時~24時]) の間 ※上記時間帯のうち、提供不可の時間帯があれば下記に記載してください。									
	夏季 ●時~●時、●時~●時 冬季 ●時~●時、●時~●時									
5 容量単価 (1kWあたりの価格)	1 kWあたり ● 円 ● 銭									
6 容量価格 ^{※1} (容量単価×電源I 〳 厳気象対応調整力契約電力)	● 円									
7 上限電力量単価	1 kWhあたり ● 円 ● 銭									
8 当社からの指令方法	簡易指令システムを用いたオンライン									
9 指令受信から調整実施までの時間	● 分 (3時間 (180分) 以内)									
10 厳気象対応調整発動可能回数	● 回 (12回以上)									
11 非価格要素評価	合計 ● ポイント									
	加点項目 (加点要素1) ● ポイント									
12 他の応札との関係 (該当するものに○をつけてください。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複入札</th> <th>複数入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源I 周波数調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株) 電源I 〳</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		重複入札	複数入札	電源I 周波数調整力			東北電力ネットワーク(株) 電源I 〳	○	○
		重複入札	複数入札							
電源I 周波数調整力										
東北電力ネットワーク(株) 電源I 〳	○	○								

13 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※2	調整契約電力 (送電端値) ※3	
	● kW～	● kW
	kW～	kW
	kW～	kW
	※容量単価は5の値、上限電力量単価は7の値を適用するものとします。	
14 電源Ⅱ契約の締結有無 (該当するものに○をつけてください。)	<input type="radio"/>	電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約
		電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約
15 計量器の有無※4	有	

(作成にあたっての留意点)

○押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

※1 容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間において、当社または属地TSOからの指令を受け、契約設備等から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。

※2 落札者の決定にあたり、募集容量に達する、もしくは超過するまでの年間の調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札(2項に記載する電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力」での応札)の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力(これを「調整契約電力」といいます。)に記載いただければ、それら内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札(同上)の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章 評価および落札者決定の方法」「[ステップ4]落札案件の決定」を参照願います。

※3 調整契約電力については、幅(●kW以上～●kW未満)で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW単位で取り扱うものとします。(本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量価格は調整契約電力×容量単価で求まるものといたします。)

※4 DRを活用して契約される場合は、属地TSOの約款に基づく計量器の有(ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは属地TSOに事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器の取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を選択してください。

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	北海道●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資本金 (円)	●,●●●
売上高 (円)	●,●●●
総資産額 (円)	●,●●●
従業員数 (人)	●,●●●
事業税 課税標準	収入割を含む

(作成にあたっての留意点)

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 応札主体が、JVまたは合併会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記入してください。
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 応札者が適用する事業税課税標準について、該当するものを選択してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

電 源 等 の 仕 様

1 契約設備等内訳一覧

No.	評価対象 ①ネガワット ②ポジワット ※1	地点に関する情報				供出電力に関する情報							電源等種別 電源(自家発電) 需要抑制	供出手段に関する情報 供出方法	(電源の場合) 発電設備の容量 (kW) (需要抑制の場合) 負荷設備の容量 (kW) ※4	他需要抑制契約の 状況※5	計量器 ※6	
		(①の場合) 供給地点特定番号	発電者名 又は需要家名	電源等名称	住所	供出電力(kW) ※3												
						7月	8月	9月	12月	1月	2月	備考						
1	①ネガワット	09XXXXXXXXZZRRRTTTT	〇〇株式会社〇〇支社	〇〇支社	北海道●●市●●区●●●●1-1-1		200	200	200	300	300	300		需要抑制	工場ラインの一部停止	・包装ライン 300kW	a	有
2	②ポジワット	09XXXXXXXXZZRRRSSSS	〇〇株式会社〇〇工場	〇〇工場 1 G	北海道●●市●●区●●●●2-2-2	400	0	400	400	100	100	100		電源(自家発電)	自家発電の起動	・ディーゼル発電機 400kW×2台	a	申請中
3	②ポジワット	09XXXXXXXXZZRRRUUUU	〇〇株式会社〇〇発電所	〇〇発電所 1 G	北海道●●市●●区●●●●3-3-3	800	500	500	500	500	500	500		電源(自家発電)	発電機の起動	・コージェネ 1,200kW	c	有
4	①ネガワット	09XXXXXXXXZZRRRXXXX	〇〇株式会社〇〇工場	〇〇工場	北海道●●市●●区●●●●4-4-4		200	200	200	200	200	200		電源および需要抑制	自家発電の起動、工場ラインの一部停止	(電源)ディーゼル発電機 200kW (需要)出荷ポンプ 50kW×2台	b	有
5	②ポジワット	09XXXXXXXXZZRRRXXXX	〇〇株式会社〇〇工場	〇〇工場 1 G	北海道●●市●●区●●●●4-4-4	200	100	100	100	100	100	100		電源(自家発電)	自家発電の起動	・ディーゼル発電機 400kW×2台	b	有
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

(作成にあたっての留意点)

- 評価対象(ポジワットもしくはネガワット)、アグリゲーションの有無に関わらず、全ての入札案件に本様式の提出が必要です。
- 電源1「厳気象対応調整力契約電力(以下「契約電力」)を変更しないことを前提に、落札者選定後に契約設備等内訳一覧を変更することは可能とします。
- 応札者が指定する複数の発電設備を集約し、または当該発電設備と需要抑制を実施できる需要家を集約し、厳気象対応調整力の提供を行うための要件は、当社ホームページに別途公表する「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループ設定方法に関する取扱いについて」のとおりといたします。次に示すケースに該当する地点を他地点とアグリゲーションする場合には、提供期間を通じて1,000kW以上の提供ができないことを証明する書類を提出してください。
 - (1) 契約受電電力が1,000kW以上の場合
 - (2) 同一地点においてネガワット・ポジワットの双方を評価対象とすることを希望し、ネガワットの供出電力とポジワットの契約受電電力の合計値が1,000kW以上となる場合
- 用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。
- ※1 指令時に当該地点をネガワット・ポジワットどちらで評価するか選択してください。また、ポジワットを選択された電源等については、様式3-1もしくは様式3-2を提出してください。なお、同一地点でネガワットとポジワットの双方を評価対象とすることを希望する場合は、二行に分けて記載してください。
- ※2 発電量調整供給契約の契約受電電力を記入してください。
- ※3 契約電力を供出するにあたり、各地点に供出を見込む電力を記載してください。(この供出電力の合計が契約電力以上であることが必要です。)
 - 供出電力(kW)が、発電設備または負荷設備(または需要家)の容量(送電端値)以下であることが必要です。
 - 同一の発電設備または負荷設備(または需要家)を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力(kW)と供出電力量(kWh)が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力(kW)の合計値が、当該設備(または需要家)容量(送電端値)以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備(または需要家)からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを提出願います。(様式は問いません。)
 - 同一の発電設備または負荷設備(または需要家)を共有する他の契約にも同様の資料を提出いただいた上で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合は(それぞれの契約での当該設備(または需要家)からの調整力供出(電力(kW)/電力量(kWh))の確実性が確認できない場合は、当該設備(または需要家)を契約内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。))
- ※4 評価対象ごとに以下の情報が分かる書類を添付してください。
 - (1) 発電設備の場合：発電機の基本仕様、起動カーブ、運転記録、運転体制、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
 - (2) 負荷設備の場合：対象負荷設備の容量、制御方法、運転体制、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
- ※5 集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を選択してください。
 - a. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ(他の応札者からの応札なし)
 - b. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ(他の応札者からの応札あり)
 - c. 一般送配電事業者以外に、小売電気事業者へも提供
- ※6 属地TSOの約款に基づく計量器が設置されている場合は「有」(ただし調整力ベースラインの設定および当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、属地TSOに事前に計量器取り付け・取り替えを申請中である場合は「申請中」を選択してください。
- ※7 代替設備を提示いただく場合についても、本様式を使用してください。その際、代替設備であることやその期間、運転継続時間について備考に記載ください。

電源等の仕様（火力発電機）

- 1 電源等名称 ●●工場 1 G
- 2 営業運転開始年月日 ●●●●年 ● 月 ● 日
- 3 主たる使用燃料 石炭
- 4 発電機
- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) 種類（形式） | 汽力 | |
| (2) 定格容量 | 500,000 | kVA |
| (3) 定格電圧 | 66 | kV |
| (4) 周波数 | 50 | Hz |
| (5) 連続運転可能周波数 | 48.5 Hz | ～ 51.0 Hz |
- 5 所内率 4.0 %

○複数の発電機を集約して一体的に電源工場気象対応調整力供出を行なう場合、発電機ごとに提出してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

電源等の仕様（水力発電機）

- 1 電源等名称 ●●水力発電所 1 G
- 2 営業運転開始年月日 ●●●●年 ● 月 ● 日
- 3 最大貯水容量（発電所単位で記載） 1,000 (10³ m³)
- 4 発電機
- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) 種類（形式） | 調整池 | |
| (2) 定格容量 | 30,000 | kVA |
| (3) 定格電圧 | 6.6 | kV |
| (4) 周波数 | 50 | Hz |
| (5) 連続運転可能周波数 | 48.5 Hz | ～ 51.0 Hz |
- 5 所内率 4.0 %

○複数の発電機を集約して一体的に電源 I へ 廠気象対応調整力供出を行なう場合、発電機ごとに提出してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

運用条件に関わる事項

発電機名 ●●● 発電所 ● 号機

運 転 継 続 時 間	※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。
計 画 停 止 の 時 期 お よ び 期 間 等	<p>※契約期間内における定期検査等、停止（電源Ⅰ「厳気象対応調整力を提供できない」の実施時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。</p> <p>※定期検査等、停止の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。</p> <p>※なお、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の年間停止計画を確認・了承するものではありません。</p> <p>※毎回停止計画については、契約成立後（または契約協議の中で）、本募集要綱 第 8 章 契約条件（8）に基づき、改めて提出いただきます。</p>
運 転 管 理 体 制	※当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。
給 電 指 令 対 応 シ ス テ ム	※当社からの指令に応じるためのシステム概要について記入してください。 （信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲーターが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。）
そ の 他	※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。

(作成にあたっての留意点)

- 複数の発電機を集約して一体的に電源Ⅰ「厳気象対応調整力」供出を行なう場合、本様式は発電機ごとに提出してください。
- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

2021 年 ● 月 ● 日

入 札 辞 退 書

北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●● ●●

印

北海道電力ネットワーク株式会社の「2021年度電源 I 〳 厳気象対応調整力募集」に下記内容で入札しましたが、都合により入札を辞退いたします。

1 発電機等の所在地および契約電源等の名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機									
2 電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力 (送電端値)	● kW									
3 運転継続時間	● 時間連続可能									
4 電源 I 〳 厳気象対応調整力提供可能時間	夏季 ● 時 ~ ● 時 冬季 ● 時 ~ ● 時 電源 I 〳 厳気象対応調整力提供時間 (夏季 [9時~20時]、冬季 [0時~24時]) の間 ※上記時間帯のうち、提供不可の時間帯があれば下記に記載 してください。 夏季 ●時~●時、●時~●時 冬季 ●時~●時、●時~●時									
5 容量単価 (1kWあたりの価格)	1 kWあたり ● 円 ● 銭									
6 容量価格 ^{※1} (容量単価×電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力)	● 円									
7 上限電力量単価	1 kWhあたり ● 円 ● 銭									
8 当社からの指令方法	簡易指令システムを用いたオンライン									
9 指令受信から調整実施までの時間	● 分 (3時間 (180分) 以内)									
10 厳気象対応調整発動可能回数	● 回 (12回以上)									
11 非価格要素評価	合計 ● ポイント 加点項目 (加点要素 1) ● ポイント									
12 他の応札との関係 (該当するものに○をつけてください。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複入札</th> <th>複数入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源 I 周波数調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク (株) 電源 I 〳</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		重複入札	複数入札	電源 I 周波数調整力			東北電力ネットワーク (株) 電源 I 〳	○	○
	重複入札	複数入札								
電源 I 周波数調整力										
東北電力ネットワーク (株) 電源 I 〳	○	○								

13 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※2	<table border="1" data-bbox="855 365 1249 501"> <tr> <td colspan="2">調整契約電力（送電端値）※3</td> </tr> <tr> <td>● kW～</td> <td>● kW</td> </tr> <tr> <td>kW～</td> <td>kW</td> </tr> <tr> <td>kW～</td> <td>kW</td> </tr> </table> <p>※容量単価は5の値、上限電力量単価は7の値を適用するものとします。</p>	調整契約電力（送電端値）※3		● kW～	● kW	kW～	kW	kW～	kW
調整契約電力（送電端値）※3									
● kW～	● kW								
kW～	kW								
kW～	kW								
14 電源Ⅱ契約の締結有無 （該当するものに○をつけてください。）	<input type="radio"/> 電源Ⅱ周波数調整力契約								
15 計量器の有無 ※4	<input type="checkbox"/> 電源Ⅱ需給バランス調整力契約 有								

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象といたします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。

〈前提〉評価対象者の選定

入札案件の中で、上限価格（第5章1（7）参照）を超えるものについては、本評価の対象外とします。（上限価格以下の容量価格で応札頂いた入札案件を評価対象とします。）

以下、ステップ1～3については、入札書（様式1）の項目2、4、6、7に記載されているそれぞれの電源I[〃]厳気象対応調整力契約電力、電源I[〃]厳気象対応調整力提供可能時間、容量価格〔円〕、上限電力量単価〔円/kWh〕についてのみ対象とします。（項目13に記載のものは対象といたしません。）

〔ステップ1〕価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は99点といたします。

次式のとおり、評価用容量単価、評価用電力量単価、価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします）を算定いたします。なお、入札案件の中で評価用容量単価と評価用電力量単価を合算したものが最も安価な価格〔円/kWh〕を「基準入札価格」といい、以下同様とします。

$$\bullet \text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格〔円/kWh〕}}{\text{評価用容量単価} + \text{評価用電力量単価}} \times \text{価格要素評価配点（99点）}$$

$$\bullet \text{評価用容量単価} = \frac{\text{容量価格〔円〕}}{\text{電源I}^{\text{〃}}\text{厳気象対応調整力契約電力〔kW〕}} \times$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \frac{\text{運転継続可能時間(3時間)}}{\text{運転継続時間}^{\text{※1}}} \times \frac{11\text{時間}}{\text{電源I}^{\text{〃}}\text{厳気象対応調整力提供可能時間(夏季)}^{\text{※2}}} \\ + \frac{\text{運転継続可能時間(3時間)}}{\text{運転継続時間}^{\text{※1}}} \times \frac{24\text{時間}}{\text{電源I}^{\text{〃}}\text{厳気象対応調整力提供可能時間(冬季)}} \end{array} \right\} \div 2$$

$$\bullet \text{評価用電力量単価} = \text{上限電力量単価〔円/kWh〕} \times \text{想定発動回数(7回)} \\ \times \text{運転継続可能時間(3時間)}$$

※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とします。

※2 調整力提供可能時間（夏季）が11時間を超過する場合は11時間といたします。

〔ステップ2〕 非価格要素評価点の算定

非価格要素評価点については、基礎点0点に次の加点項目に該当するものを加算し、算定いたします。

(1) 加点点評価

加点項目1 +1点： 指令応動時間が1時間未満のもの

〔ステップ3〕 総合評価点の算定

ステップ1で算定した価格要素評価点とステップ2で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位といたします。

なお、順位決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件があった場合、経済的要素での適正な評価を行なう観点から、以下の方法により入札案件の順位を決定いたします。

- (1) 総合評価点が高い入札案件を評価順位1位とし、当該案件を除く入札案件において、ステップ1の価格要素評価点の再算定(基準入札価格の補正)を行い、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から評価順位2位以降の順位を決定いたします。
- (2) 上記(基準入札価格の補正)後も価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件があった場合は、(基準入札価格の補正)を繰り返し、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。

〔ステップ4〕 落札案件の決定

ステップ3で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として仮決定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(3時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値としてみなします。また、電源I[〓] 厳気象対応調整力提供可能時間が夏季においては、1日のうち11時間未満の場合は応札量を11時間で除して電源I[〓] 厳気象対応調整力提供可能時間を乗じた値と、冬季においては、1日のうち24時間未満の場合は応札量を24時間で除して電源I[〓] 厳気象対応調整力提供可能時間を乗じた値の平均を応札量としてみなします。

上記により仮決定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として決定いたします。

(この際、入札書(様式1)の項目13に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定いたします。)

[ステップ5] 競合案件発生時等の取り扱い

ステップ4で落札案件として仮決定した案件のうち、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件(以下「競合案件」という。)は、属地TSOである一般送配電事業者が落札するものとし、属地TSO以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ4の再評価を行います。(これを属地TSOを含む競合案件がなくなるまで行います。)

次に属地TSOである一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件(以下「属地外競合案件」)があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者でステップ4の再評価を行い、最高容量価格(募集容量に達する案件の容量価格)が高い(募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい)一般送配電事業者が落札するものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ4の再評価を行い落札案件を決定します。なお、属地外競合案件(当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む)が複数ある場合は、全ての属地外競合案件がなくなるまで、最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行います。

[ステップ6] 供給信頼度評価の実施および落札案件の決定

ステップ5のプロセスを実施した後、その結果を広域機関へ通知し、広域機関は各一般送配電事業者の選定結果を踏まえて供給信頼度評価(以下、「EUE評価」といいます。)を実施いたします。

EUE評価結果が不適合だった場合、不適合の要因となった地域間連系線混雑対象エリア(以下「混雑エリア」といいます。)の系統に連系する契約設備等を活用する案件で最も評価順位の低い案件を除き、ステップ5のプロセスにて落札候補案件とならなかった案件のうち、混雑エリア以外の系統に連系する契約設備等を活用する案件のみを対象としてステップ4およびステップ5の方法に準じて落札候補案件を仮決定いたします。

その結果を広域機関へ通知し、再度EUE評価を実施いたします。

これらのプロセスを全ての一般送配電事業者のEUE評価が適合となるまで繰り返し、最終的に残った案件を落札案件として決定いたします。

※EUE評価については、広域機関にて公表する「一般送配電事業者が実施する2022年度向け電源I調整力公募におけるEUE評価の概要について」を参照してください。

<説明資料URLリンク>

https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2021/210701_chouseikoubu_sankou.html

[ステップ7] 契約協議

落札候補者は、当社と電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約および端境期における調整力提供に関する覚書（および、希望する場合は電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約もしくは需給バランス調整力の提供に関する契約）を締結^{※1}していただきます。また、必要に応じ、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約に付帯する文書等を協議により締結していただきます。

なお、当社が属地 TSO とならない場合は、属地 TSO と落札候補者と当社で契約を締結していただきます。

※1 JV として応札、落札された場合で当該 JV が法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。

第8章 契約条件

1. 電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供に関する契約における主たる契約条件は以下のとおりといたします。

(1) 契約期間

1年間

電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約期間は、2022年4月1日から2022年3月31日までの1年間といたします。

(2) 提供期間および提供時間

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間は、2022年7月1日から2022年9月30日および、2022年12月1日から2023年2月28日までとします。

電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供時間は、夏季（7月1日から9月30日）は9時から20時、冬季（12月1日～2月28日）は0時から24時といたします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日および1月3日は対象外といたします。

(3) 基本料金

当社が容量価格を月毎に分けて支払い

イ. 容量価格（=1kWあたりの価格（円/kW）に電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、6で除して提供期間の月毎に分けて支払う（翌月支払い）ものといたします。

ロ. 端数は提供期間の最終月分で調整するものといたします。

ニ. 容量価格の算定根拠について、当社から確認させていただく場合がございます。

(4) 従量料金

当社の指令に従って運転したことに伴う料金については、各月毎（翌々月支払い）に精算

イ. 契約者は、上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。契約者があらかじめ需給調整市場システムに登録した各単価（以下「初期登録単価」という。）に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録していただきます（契約設備が需給調整市場における取引に用いられない場合（需給調整市場に関する契約が締結されていない場合）であっても、ロの単価含め需給調整市場システムへの登録が必要です。）。

ロ. 契約者は、毎週火曜日14時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日

まで)の料金に適用する上げ調整単価、下げ調整単価(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)を需給調整市場システムに登録していただきます。なお、当該期限までに単価の登録が行なわれなかった場合、初期登録単価を適用することといたします。

また、単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。なお、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。

ハ. ロの単価登録以降にロで登録した単価を変更する場合は、各30分コマの始期の6時間前までに行なっていただきます。また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととします(同時に電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結した場合も同じとします)。

※ 今後の制度設計専門会合等で議論が行われる予定と聞いており、その結果により見直しを行う可能性があります。

ニ. 当社指令による上げ調整費用(上げ調整電力量×上げ調整単価)、下げ調整費用(下げ調整電力量×下げ調整単価)(下げ調整に応じていただける契約者に限りません。)に係る料金を属地TSOと契約者間で各月毎に精算します。

ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、応札時の電力量単価を上限とします。(下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。)

ホ. 当社からの上げ指令にも関わらず、30分ごとの計量の結果が下げ応動(発電出力減)となっていた場合には、当該コマの属地TSOのインバランス単価を用い、(下げ調整電力量×インバランス単価)で算出される料金により属地TSOと契約者間で精算を行います。同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動(発電等出力増)となっている場合、料金精算は行ないません。

ヘ. 火力発電所等が電源Ⅰ^レ廠気象対応調整力を供出するために部分負荷運転等を実施し、そのことにより要した燃料費増分等の費用については、従量料金でのお支払いはいたしません。

※ DRを活用した契約者の場合、調整量は属地TSOの託送供給等約款における損失率を考慮したうえで算定いたします。

※ (2)基本料金、(3)従量料金について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額(収入割に相当する金額に限ります)を加算いたします。一方、属地TSOが支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額

を加算していただきます。

- ト. 同一の契約設備等において電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結している場合は、各調整力契約における電力量料金の算定方式および支払方法に従って従量料金を算定しお支払いします。その場合においても上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、応札時の電力量単価を上限とします。

(5) 計量器

原則として、発電機ごとに計量器を設置していただきます。

ただし、DR を活用した契約を希望される場合は、約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば 30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

イ. 原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け、30 分単位で計量を実施いたします。

ロ. 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施いたします。

ハ. 送電端と異なる電圧で計量を実施する場合は、別途協議により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行いません。

ホ. 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合は、約款にもとづき計量器を取り付け・取り替えしていただきます。なお、計量器の取り付けに係る費用は契約者の負担といたします。

(6) 運用要件

運用要件の遵守

契約者は、契約設備等について本要綱第 5 章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ・Ⅱ厳気象対応調整力の提供に関する契約書（および電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約・電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約も締結する場合は当該契約書）における運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(7) 新設電源

イ. 契約設備等が発電設備の場合は、入札時まで約款にもとづく接続検討が終了していることが必要となります。

- ロ. 契約設備等が発電設備の場合は、原則として電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間までに契約設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。
- ハ. 事前に設備要件等の確認ができることが必要となります。なお、必要により試験結果等を提出していただきます。

(8) 停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

- イ. 契約者は、当社が定める期日までに契約設備等の停止計画の案を当社に提出していただきます。
- ロ. 他の契約設備等の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。
- ハ. 契約者は、提供期間においては、毎週火曜日までに、電力の供出可能量（発電設備であれば発電可能量、DR を活用した設備であれば抑制効果量）を当社に提出していただきます。ただし、電力の供出可能量に変更が無い場合、当社にその旨を連絡のうえ、提出は不要といたします。
なお、提供期間以外においても当社からの要請にもとづき、翌週の供出可能電力を提出していただきます。

(9) 計画外停止等

- イ. 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供時間において、契約設備等の設備トラブル等で、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の一部でも当社に提供できなくなった場合は、すみやかに当社まで申し出ていただきます。
- ロ. 出力一定作業や並解列の制約等が発生した場合は、すみやかに当社まで申し出てください。これらは、計画・計画外を問わず作業停止伝票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停止伝票を発行していただきます。
- ハ. 原則として前日 12 時までにはあらかじめ定めていただいた電源Ⅰ 廠気象対応調整力を供出可能な代替発電機等（本要綱にて定める要件を満たしていること、原則として、別途、当社と電源Ⅱ 周波数調整力契約または電源Ⅱ 需給バランス調整力を締結していること、および、電源Ⅰ 周波数調整力契約または電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。）を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、契約設備等の追加、変更および削除を行なうことができるものといたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。
- ニ. 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。

(10) 契約電力未達時割戻料金

イ. 契約設備の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で、当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が3時間以上の場合は3時間といたします。）において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」といいます。）が電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を2で除してえた値に達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、各月毎に当社に支払っていただきます。ただし、契約電力未達割戻料金の合計額は、基本料金以下とします。

ただし、「(9) 計画外停止等」に係る契約者からの申し出があった場合において、当社の実務上の都合等により、当該申し出の内容から発動指令時点で供出不可と見込まれる量を予め控除して指令を行なったときは、契約電力未達時割戻料金の算定上、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力全量について指令がなされたものとみなします。

なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の「電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力」および「本項イ(ロ)で定義する一部供出電力」は30分単位の値として2で除してえた値とし、最低発動回数12回を超えて当社から電力の供出を要請した場合も、契約電力未達時割戻料金の精算対象となります。

契約電力未達時割戻料金の算定式

$$\bullet \text{契約電力未達時割戻料金} = 30 \text{分単位のコマ数 (1コマ)} \times \text{未達度合い合計} \\ \div (\text{発動回数}^{*1} \times 3 \text{時間} \times 2 \text{コマ}) \times \text{基本料金} \times 1.5$$

$$\cdot \text{未達度合い} = (\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} - \text{調整電力量}^{*2}) \\ \div \text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電}$$

※1 運用要件に定める最低発動回数12回といたします。また、13回目の発動回数以降、12回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。

※2 調整電力量 \geq 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の場合は電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を上限といたします。ただし、事前に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。）の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合いを算定いたします。

$$\cdot \text{未達度合い} = \\ (\text{一部供出電力} - \text{調整電力量}^{*3}) \div \text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} \\ + (\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力})$$

÷電源 I ʼ 厳気象対応調整力契約電力

※ 調整電力量≥一部供出電力の場合は一部供出電力を上限といたします。

ロ. 容量市場における発動指令電源と電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約で重複する契約設備等があるときに、実効性テストと電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約に基づく指令が同時に行われる場合、もしくは実効性テストの指令後に電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約に基づく指令する場合は、電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約に基づく指令は実効性テストと重複しない契約設備等のみに対する指令として扱います。具体的な指令値としては、電源 I ʼ 厳気象対応調整力契約電力を各契約設備等の供出電力の合計値で除し、発動指令電源と重複していない契約設備等の供出電力の合計値で乗じた値（小数点第一位を四捨五入）を指令することとし、未達度合い算定式における電源 I ʼ 厳気象対応調整力契約電力を実効性テスト控除指令量に読み替えます。

実効性テスト実施時指令値＝

$$\text{電源 I ʼ 厳気象対応調整力契約電力} \times \frac{\text{契約設備等のうち実効性テストとして活用されていない発電設備および負荷設備の最大供出電力の合計値}}{\text{契約設備等における供出電力の合計値}}$$

(11) 契約の解除

イ. 契約者または当社もしくは属地 TSO が、電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社もしくは属地 TSO は違反した相手方に対して、書面をもって電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約の履行を催告するものといたします。

ロ. 前項の催告を行なった後、10 日を経過しても相手方が電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約を履行しなかった場合、契約者または当社もしくは属地 TSO は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約を解除することができるものといたします。

ハ. 契約者または当社もしくは属地 TSO が、電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社もしくは属地 TSO は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源 I ʼ 厳気象対応調整力の提供に関する契約を解除することができるものといたします。

(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(ロ) 差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

- (ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
 - (ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ニ. 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方の損害賠償の責を負うことといたします。
- ホ. 契約者の電源 I 廠気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが、提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなったときは、当社は電源 I 廠気象対応調整力の提供に関する契約を解除できるものといたします。

(12) アグリゲーターに関する事項

- イ. アグリゲーターが電源 I 廠気象対応調整力の提供に関する契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
- (イ) アグリゲーターが当社指令に応じて電源 I 廠気象対応調整力を提供すること。
 - (ロ) アグリゲーターが供出する電源 I 廠気象対応調整力が1,000kW以上であり、かつ、アグリゲーターがアグリゲーションにより電源 I 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家または発電者ごとの調整量が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。
 - a. 需要家に対して、次の (a) および (b) の事項を定めた電源 I 廠気象対応調整力供出計画を適時策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増減の指示を適時に出すことができること。
 - (a) 発電等出力増減の量
 - (b) 発電等出力増減の実施頻度および時期
 - b. 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること
 - c. 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること
 - d. 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源 I 廠気象対応調整力の提供に関する契約の履行に支障をきたさないこと
 - (ハ) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
 - (ニ) 電源 I 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が約款（計量）の技術上、経済上やむをえない場合等、特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。

- (ホ) アグリゲーターが、需要家または発電者に約款における需要者または発電者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家または発電者が約款における需要者または発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- (ヘ) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、約款附則（契約要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。
- ロ. 原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。
- ハ. 確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担とします。
- ニ. 調整力ベースラインの設定にあたっては、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。なお、ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものとします。
- ホ. 調整電力量（需要抑制量）の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものといたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。

(13) 調整電源、調整負荷としての扱い

当社からの指令に応じ、契約設備等が発電または需要抑制等により、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力の供出を行っている期間については、その契約設備等は、約款における「調整電源」または「調整負荷」とみなします。ただし、その期間は、当社からの指令を受信し、指令応動時間経過時点から運転継続時間（原則 3 時間）経過時点までといたします。

(14) 目的外活用の禁止

契約設備等のうち、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力分については、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力提供時間において、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ' 廠気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストへの活用は除きます。

※ アグリゲーターが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の提供に関する契約における電源Ⅰ' 廠気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者へ提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力とは別に供給力を小売電気事業者へ提供する場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。

第9章 その他

1. 上げ調整単価・下げ調整単価の設定について

- (1) 電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の提供に関する契約を締結した契約者は、申出単価（当社の指令に応じる際の 1kWh あたりの価格）をあらかじめ需給調整市場システムに登録してください。なお、価格設定にあたっては、燃料費等のコストを踏まえた設定としてください。ただし、応札時の上限電力量単価を上限とします。

イ. 発電設備を活用した場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績値との差分電力量に、以下の単価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定いたします。

V1：上げ調整を行った場合の増分単価（円/kWh）を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分単価（円/kWh）を設定

ロ. DR 設備を活用した場合

精算時は、実績電力量に約款における損失率を考慮したものと、調整力ベースラインとの差分に、以下の単価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定いたします。

V1：上げ調整を行った場合の増分単価(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分単価(円/kWh) を設定

調整力ベースライン：約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁）における標準ベースラインや発電等計画値等^{※1}を踏まえ、電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の提供に関する契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めた上で、約款における損失率を考慮して算出します。

※1 例えば「DR 実施日の直近 5 日間（DR 実施当日および実効性テスト実施日は含みません。）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（High 4 of 5）の需要データ（平日実施の場合はすべて平日のデータとします。）を当日調整したもの」等

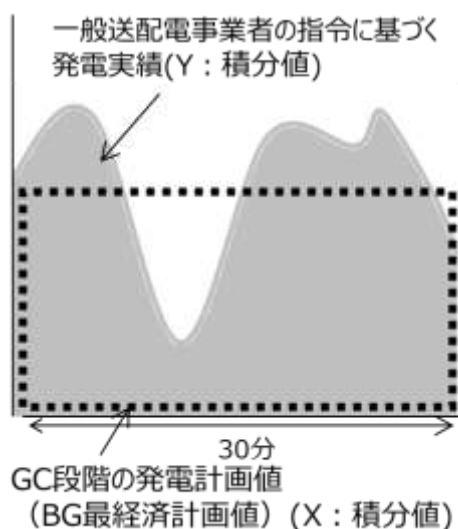
- (2) 申出単価（当社の指令に応じる際の 1kWh あたりの価格）については、週 1 回、需給調整市場システムに登録（火曜日 14 時まで）していただきます。なお、契約設備等が電源設備の場合であって、入船トラブル、燃料切替時またはユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については変更協議を行ないます。

(3) 発電設備を活用した場合、約款上、バランスンググループ（以下「BG」という）の提出した計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と属地 TSO の対価の授受として以下のように定めます。

X：ゲートクローズ時点での発電計画値の積分値

Y：当社の指令にもとづく発電実績の積分値

- $Y-X>0$ の場合（DR を活用した契約者の場合は $X-Y$ ）
差分電力量×V1 を属地 TSO が契約者に支払います。
（ただし、V1 が応札時の上限電力量単価を超える場合は、差分電力量×応札時の上限電力量単価を属地 TSO が契約者に支払います。なお、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません）
- $Y-X\leq 0$ の場合（DR を活用した契約者の場合は $X-Y$ ）
差分電力量×V2（下げ調整に応じていただける契約者に限り）を契約者が当社に支払います
（V2 が応札時の電力量単価を超える場合は、差分電力量×応札時の電力量単価を支払っていただきます。）
ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分電力量×インバランス単価（当該時刻における、属地 TSO のインバランス単価）を契約者が属地 TSO に支払います）
- $Y-X=0$ の場合（DR を活用した契約者の場合は $X-Y$ ）
対価の授受は発生しません



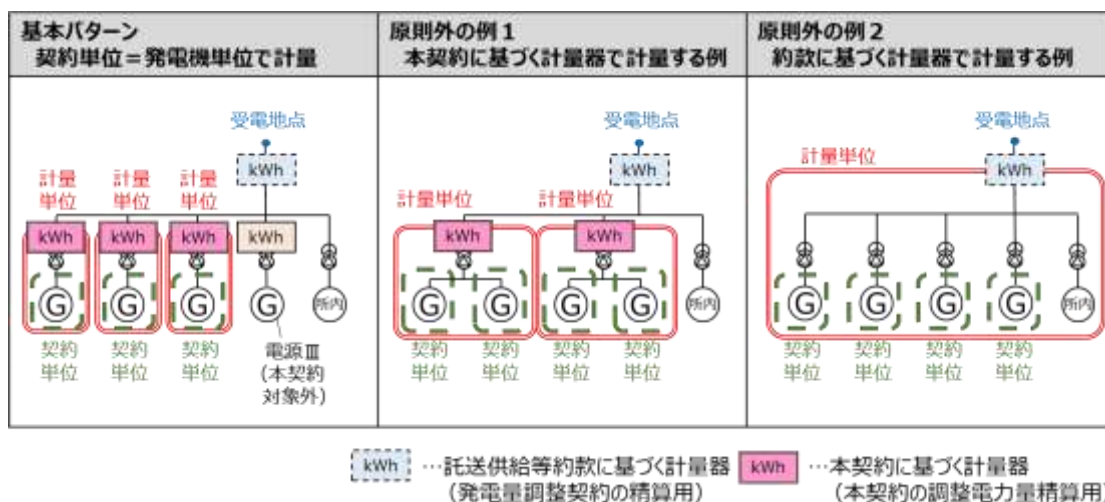
上記において、DR を活用した契約者の場合、X を「調整力ベースラインから求められる積分値」に Y を「一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値」に読み

替えたうえで、それぞれ約款における損失率を考慮したもの) $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの) とします。

2. 計量単位について (発電設備を活用した応札者に限ります。)

(1) 本要綱の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機単位で計量いたしますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。

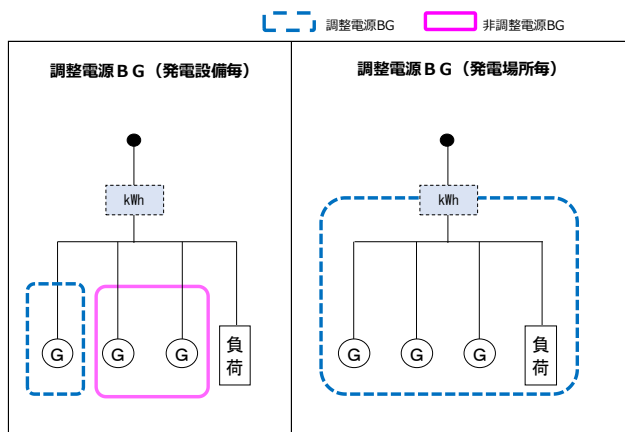
(2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供に関する契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。



3. 調整電源 BG の設定について

(1) 調整電源 BG 設定について

約款により、調整電源は原則として、発電機毎に単独で発電 BG を設定する (以下「単独 BG 化」といいます) ことを条件として入札していただきます。なお、契約締結までに単独 BG 化していただくことが必要です。



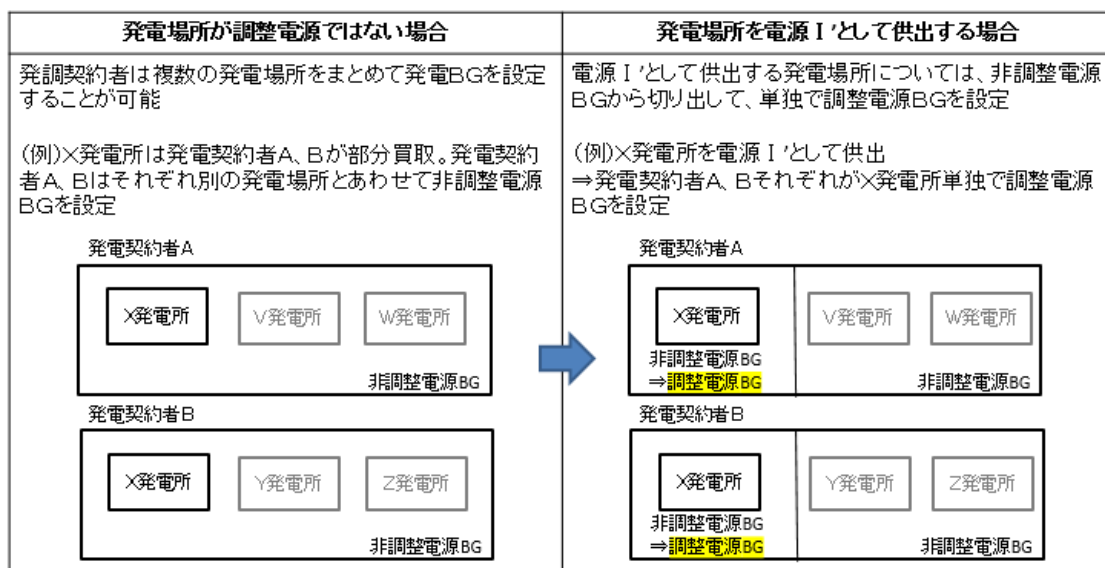
(2) 部分買取の発電場所の調整電源 BG 設定について

部分買取となっている発電場所を電源 I 〔厳気象対応調整力契約電力として供出する場合、発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源 BG として単独 BG 化する必要があります（調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます）。

※ 単独 BG 化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。当社との協議が整わなかった場合、落札者とならない可能性があります。なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第 11 回 ERAB 検討会での整理に基づき、単独 BG 化が必須となります。詳細については別途ホームページに公表する資料「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取扱いについて」をご確認ください。

<説明資料 URL リンク>

https://www.hepcowwwsite/network/con_service/adjusting_power/pubprocured/pdf/aggregation_balancing_2022.pdf



4. アグリゲーションの組み合わせについて

(1) 負荷設備および発電設備を用いたアグリゲーションの具体例については、別途ホームページに公表する資料をご確認ください。なお、同一地点において、ネガワットおよびポジワットをアグリゲーションして入札する場合、当該地点におけるネガワット・ポジワットを合わせた供出電力が 1,000kW 未満の場合は別地点とのアグリゲーションでの入札が可能ですが、当該地点におけるネガワット・ポジワット合わせた供出電力が 1,000kW 以上の場合は当該地点単独の入札としていただきます。

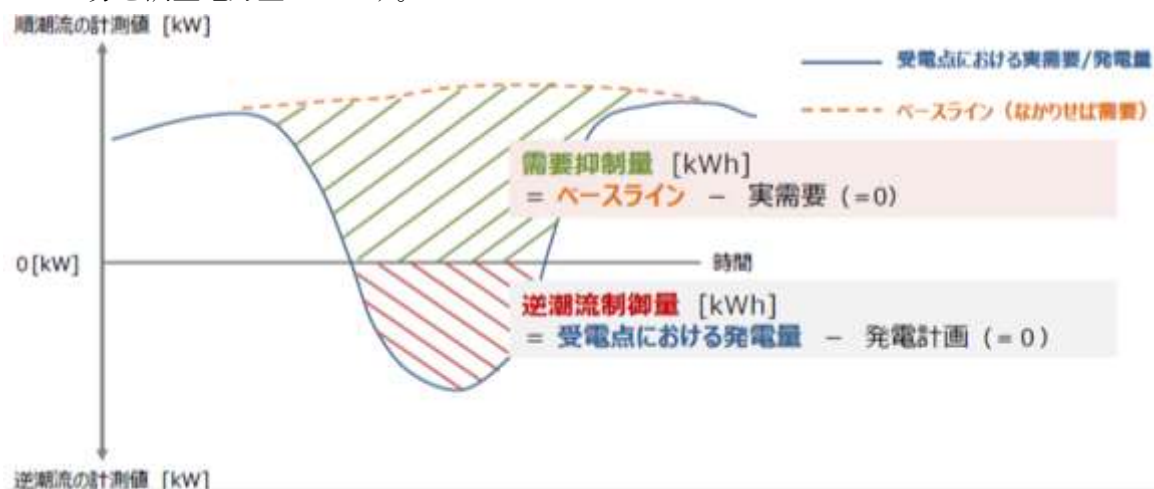
【参入例】

- ・常時 2,000kW 程度の需要
 - ・指令時: 自家発 (10,000kW) の起動により、逆潮流 8,000kW まで供出可能
- ⇒この場合、当該地点のネガワット、ポジワットのみでの入札

(2) 同一地点のネガワット・ポジワットの評価方法

ネガワット側については、調整力ベースラインと実需要量との差分を需要抑制 (DR) の調整電力量とします。

ポジワット側については、発電計画と受電点における発電量 (逆潮流計測値) の差分を調整電力量とします。



(出所) 2020年3月19日第11回ERAB検討会資料4)

5. 機能の確認・試験について

電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約 (および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約) の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- (1) 発電設備等の試験成績書の写し等、契約設備等の性能を証明する書類等の提出
- (2) 当社からのオンライン指令 (ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。) による性能確認試験の実施
- (3) 現地調査および現地試験
- (4) その他、当社が必要と考える対応

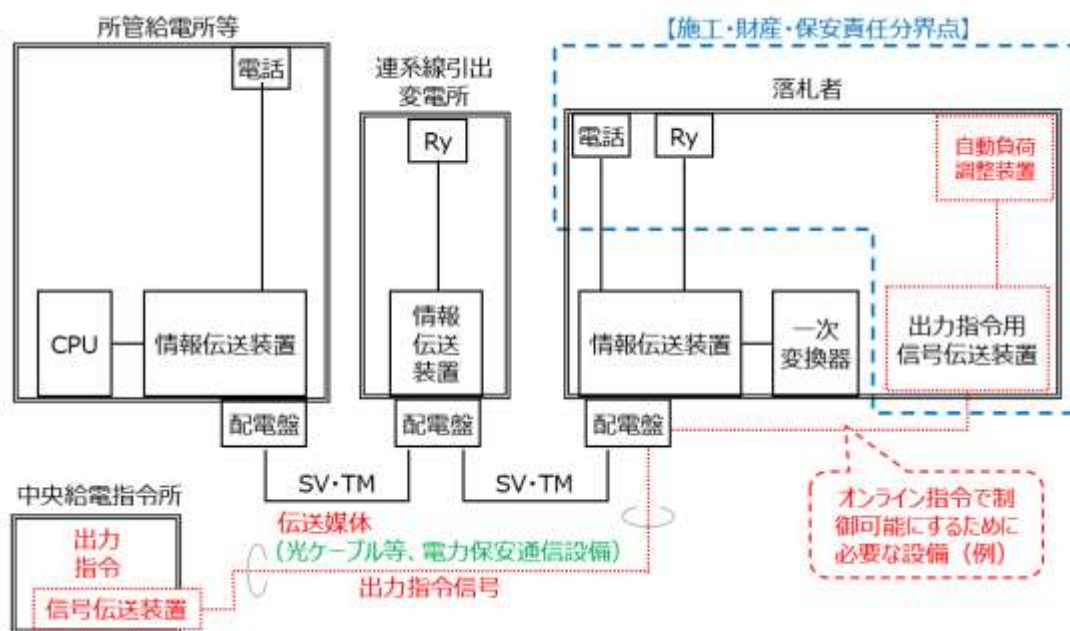
以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
給電情報自動伝送		○		<p>■ 中給との対向試験を実施。 （オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを除きます。）で応札される契約設備等に限りません。）</p>
制御試験	○			<p>■ 現地（DR を活用した電源等においては、アグリゲーターから需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。</p>
オンライン調整機能 （ただし、簡易指令システムを用いたものを 含みます。）		○		<p>■ 中給との対向試験を実施。 （オンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される契約設備等に限りません。）</p>
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	<p>■ 契約設備等の性能を証明する書類等の提出で確認する。</p>

6. オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備について

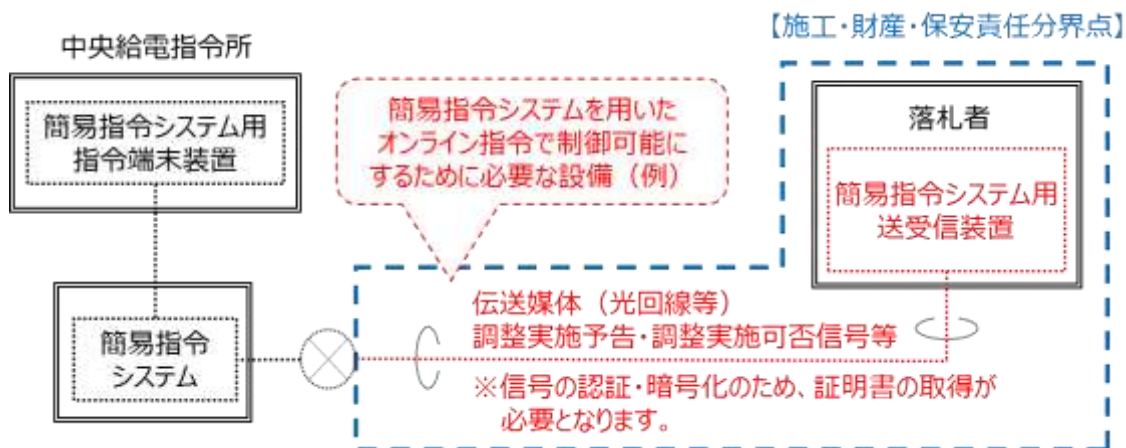
(1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からの専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備等は、応札者の費用負担にて設置していただきます。また、当社との間で情報や信号の送受信を行なう通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。

イ. 設備例 (専用線オンライン (簡易指令システムを用いたものを除きます。) の場合)



※ただし、落札者から当社連系線引き出し変電所への TM 情報は必須とはいたしません。

ロ. 設備例 (簡易指令システムの場合)



(2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので当社業務部電力受給センター契約グループへご相談ください。ただし、当社が属地 TSO とならない場合で、専用線オンラインにて応札される場合は、属地 TSO となる一般送配電事業者へご相談ください。